

仙台市公告 第 677 号

別紙に掲げる者に対する通知については、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所、事業所が明らかでなく、送達できないので、地方税法第20条の2及び仙台市税条例第4条の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、仙台市財政局納税部徴収対策課において保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付します。

令和 8 年 7 月 6 日

仙台市長 郡 和子

別紙

R 8 財納徴第 2 1 号

(担当課: 財政局納税部徴収対策課)

枝番	送達を受けるべき者の氏名	備 考
2 5	興和重機 有限会社	
2 6	瀬戸 匠	
2 7	瀬戸 匠	
	以下余白	